



# 三重県公報

令和6年6月28日 (金)

第 527 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
47	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(デジタル戦略企画課)	3
48	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	16
49	三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則	(団 体 検 査 課)	18
50	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	22
<b>公 安 委 規 則</b>			
5	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	24
<b>告 示</b>			
475	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	26
476	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	26
477	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	26
478	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	26
479	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 がい 福 祉 課)	26
480	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	27
481	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	27
482	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	28
483	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	29
484	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	29
485	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(道 路 管 理 課)	40
486	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	( 同 )	43
487	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	( 同 )	48
<b>内 水 面 告 示</b>			
2	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	50
<b>公 告</b>			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	50
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	( 同 )	59

三重県病院事業の業務状況の公表	( 財 政 課 ) 64
土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 ) 69
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 ) 69
同件	( 同 ) 69
公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 ) 69
同件	( 同 ) 70
<b>特 定 調 達 公 告</b>	
落札者を決定した旨	( 水 産 研 究 所 ) 70
一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 ) 70
<b>正 誤</b>	
令和5年11月28日付け三重県公報第469号	( 財 政 課 ) 73

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)			(条例別表第二の一の項の規則で定める事務及び情報)		
<p>第三条 条例別表第二の中欄の規則で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、同項の下欄の規則で定める情報は、別表第二の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p>			<p>第三条 条例別表第二の一の項の中欄の規則で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、同項の下欄の規則で定める情報は、別表第二の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p>		
(条例別表第三の規則で定める事務)			(条例別表第二の一の項から十二の項までの規則で定める情報)		
<p>第四条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p>			<p>第四条 条例別表第二の二の項から十二の項までの下欄の規則で定める情報は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p>		
(条例別表第三の規則で定める事務)			(条例別表第三の規則で定める事務)		
<p>第五条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p>			<p>第五条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p>		
別表第二（第三条関係）			別表第二（第三条関係）		
区分	事務	情報	区分	事務	情報
一 条例別表第二の一の項の規則で定める事務	(略)	(略)	条例別表第二の一の項の規則で定める事務	(略)	(略)
一 条例別表第二の二の項の規則で定める事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号命令」という。）第二条の表の十三の項の第二欄に	一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第六條の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定基礎世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政			

	掲げる事務	<p>令第七十四号)第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。(次号において同じ。)に係る生活に困難する外国人に対する生活保護法第十九條第一項の規定に準じて行う保護の実施(同法第二十四條第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五條第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六條の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護実施関係情報」という。))</p>
三 条例別表 第二の三の項の規則で定める事務	番号命令第二条の表の十八の項の第二欄に掲げる事務	<p>一 児童福祉法第十九條の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費</p>

		<p>の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
<p>四 条例別表第二の四の項の規則で定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表の二十の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の</p>

		<p>徴収（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）に係る同法第二十二條第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三條第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>四 児童福祉法第五十六條第二項の費用の徴収（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。）に係る同法第二十七條第一項第三号及び第二項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>五 児童福祉法第五十六條第二項の費用の徴収（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）に係る同法第二十四条第五項又は第六項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
<p>五 条例別表第二の五の項の規則で定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表の四十の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障</p>

		<p>害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
<p>六 条例別表 第二の六の項の規則で定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表の四十二の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報、同法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金又は同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報</p>
<p>七 条例別表 第二の七の項の規則で定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表の四十九の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の六十二の個人の事業税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 二 地方税法第二百七十四条の道府県法外普通税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 三 地方税法第三百六十七条の固定資産税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 四 地方税法第七百条の六十二の狩猟税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 五 地方税法第七百十七条の水利地益税等の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 六 地方税法第七百三十三条の十三の法外目的税の納税義務者に係る生活困窮外</p>

<p>八 条例別表 第二の八の項の規則で定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表 の五十三の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>外国人の保護実施関係情報 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において適用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請をした公営住宅（同法第二条第一号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 二 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において適用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 三 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 四 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る生活困窮外</p>
-----------------------------------	---------------------------------------	---

		<p>国人の保護実施関係情報</p> <p>五 公営住宅法第二十七 七条第六項の事業主 体の承認の申請に係 る公営住宅の入居者 又はその同居者に係 る生活困窮外国人の 保護実施関係情報</p> <p>六 公営住宅法第二十 九条第八項の明渡し に係る期限の延長の 申出をした公営住宅 の入居者又はその同 居者に係る生活困窮 外国人の保護実施関 係情報</p> <p>七 公営住宅法第三十 二条第一項の明渡し の請求に係る公営住 宅の入居者又はその 同居者に係る生活困 窮外国人の保護実施 関係情報</p> <p>八 公営住宅法第四十 八条の条例で定める 事項に係る公営住宅 の入居者若しくはそ の同居者、同法第二 十五条第一項の入居 の申込みをした者若 しくはその者と同居 しようとする者又は 同法第二十七条第五 項の規定により同居 させようとする者に 係る生活困窮外国人 の保護実施関係情報</p>
九	<p>条例別表 第二の九の 項の規則で 定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表 の八十九の項の第二 欄に掲げる事務</p> <p>母子及び父子並びに寡 婦福祉法第十七条第二 項、第三十一条の七第 一項又は第三十三条第 一項の便宜の供与の申 請を行う者に係る生活 困窮外国人の保護実施 関係情報</p>
十	<p>条例別表 第二の十の 項の規則で 定める事務</p>	<p>番号命令第二条の表 の百二十五の項の第 三欄に掲げる事務</p> <p>中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の</p>

		自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報
十一 条例別 表第二の十 一の項の規 則で定める 事務	番号命令第二条の表 の百四十四の項の第 二欄に掲げる事務	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同じ世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同じ世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請

を行行障害者若しくは当該申請に係る障害児又は当該申請に係る支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出を行行障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外

<p>十二 条例別 表第二十 二の項の規 則で定める 事務</p>	<p>番号命令第二条の表 の百五十八の項の第 二欄に掲げる事務</p>	<p>一 難病の患者に対す る医療等に関する法 律第六条第一項の支 給認定の申請に係る 指定難病（同法律第 五条第一項の指定難 病をいう。次号にお いて同じ。）の患者 又は支給認定基準世 帯員（難病の患者に 対する医療等に関す る法律施行令（平成 二十六年政令第三百 五十八号）第一条第 一項第二号イの支給 認定基準世帯員をい う。次号において同 じ。）に係る生活困 窮外国人の保護実施 関係情報</p> <p>二 難病の患者に対す る医療等に関する法 律第十条第二項の支 給認定の変更の認定 に係る指定難病の患 者又は支給認定基準 世帯員に係る生活困 窮外国人の保護実施 関係情報</p>
		<p>六 障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律施行令第三十二 条第一項の申請内容 の変更の届出を行う 障害者若しくは当該 届出に係る障害児又 は当該届出に係る支 給認定基準世帯員に 係る生活困窮外国人 の保護実施関係情報</p>

別表第三（第四条関係）

区分	情報
<p>一 条例別表第二 の二の項の規則 で定める情報</p>	<p>児童福祉法第十九条の三第三項の 医療費支給認定の申請に係る小児慢 性特定疾病児童等（同法第六条の二 第二項の小児慢性特定疾病児童等を</p>

		<p>いう。次号において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九條第一項の規定に準じて行う保護の実施(同法第二十四條第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う保護の変更(同法第二十五條第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六條の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護実施関係情報」という。))</p>
	<p>一 条例別表第三の三の項の規則で定める情報</p>	<p>二 児童福祉法第十九條の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>一 児童福祉法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
	<p>三 条例別表第三の四の項の規則で定める情報</p>	<p>一 児童福祉法第五十六條第一項の負担能力の認定に係る同法第二十七條第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第五十六條第二項の費用の徴取(同法第五十條第五号に係る部分に限る。)に係る同法第二十九條第一項の療育の給付を受ける児童</p>

		<p>又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）に係る同法第二十二條第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三條第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。）に係る同法第二十七條第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）に係る同法第二十四條第五項若しくは第六項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
<p>四 条例別表第二の五の項の規則で定める情報</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九條第一項又は第二十九條の二</p>	<p>第一項の入院措置に係る精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>
<p>五 条例別表第二の六の項の規則で定める情報</p>	<p>生活保護法第六條第二項の要保護者又は同條第一項の被保護者であつた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>	<p>又は同法第五十五條の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第五十五條の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報</p>
<p>六 条例別表第二の七の項の規則で定める情報</p>	<p>地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）第七十二條の六十二の個人の事業税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>	<p>一 地方税法第二百七十四條の道府県法定外普通税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p>

		活困窮外国人の保護実施関係情報
	三	地方税法第三百六十七条の固定資産税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
	四	地方税法第七百条の六十二の狩猟税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
	五	地方税法第七百十七条の水利地益税等の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
	六	地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の納税義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
七	条例別表第三の八の項の規則で定める情報	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号の公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
八	条例別表第三の九の項の規則で定める情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十二条第一項の便宜の供与の申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
九	条例別表第三の十の項の規則で定める情報	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報
十	条例別表第三の十一の項の規則で定める情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

別表第三(第四条関係)	(略)	別表第四(第五条関係)	(略)			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 577 1008 1281">           十一 条例別表第一の十二の項の規則で定める情報         </td> <td data-bbox="1008 577 1394 1281">           一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五十条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報            二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報         </td> </tr> </table>	十一 条例別表第一の十二の項の規則で定める情報	一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五十条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 138 1008 577"></td> <td data-bbox="1008 138 1394 577">           一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報         </td> </tr> </table>		一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
十一 条例別表第一の十二の項の規則で定める情報	一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五十条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報					
	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十八号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

## 製菓衛生師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

製菓衛生師法第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現 住 所	郵便番号			—						
	都道府県			区市町村						
	町・字									
	番 地									
	建物名・号室									
	電話番号			—			—			
ふ り が な	姓				名					
氏 名										
生 年 月 日			年			月			日	
製菓理論・実技の免除を受ける資格の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( 年 月 日 第 号技能検定 級)									
再受験の場合 <small>※添付書類を省略する場合</small>	受験年度				年度			受験番号		

- 添付書類
- 1 学校教育法第 5 7 条に規定する者であることを証する書類
  - 2 製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書(郵送の場合は、卒業証書の写し不可)
  - 3 写真

証紙貼付

受付

No. \_\_\_\_\_

保 健 所 記 入 欄			
受験資格	<input type="checkbox"/> 法第 5 条 1 項(養成施設) <input type="checkbox"/> 法第 5 条 2 項(製造業従事) <input type="checkbox"/> 法附則 2 号	再受験の場合	<input type="checkbox"/> 受験票添付 <input type="checkbox"/> 台帳添付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十九号

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則

三重県農林水産団体検査規則（平成八年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる検査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農業協同組合法第九十四条第一項から第五項までの規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人に対して知事が行う検査</p> <p>三 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百九条第一項から第三項までの規定により、農業共済組合又は受託者（同法第百十四条第一項の規定により農業共済組合から業務の委託を受けた者をいう。）に対して知事が行う検査</p> <p>四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十三条第一項から第五項までの規定により、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>五 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三百三十二条第一項及び第三百三十三条第一項の規定により、土地改良区に対して知事が行う検査及び同法第八十四条において準用する同法第三百三十二条第一項及び第三百三十三条第一項の規定により、土地改良区連合に対して知事が行う検査並びに同法第三百三十二条第一項の規定により、土地改良事業団体連合会に対して行う検査のうち知事が行うもの</p> <p>六 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第十一條第一項から第五項までの規定により、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>七 漁業災害補償法（昭和二十九年法律第百五十八号）第六十九条及び第七十一条の規定により、漁業共済組合（漁業災害補償法施行令（昭和二十九年政令第二百九十三号）第一条第一項に規定する都道府県組合に限る。）に対して知事が行う検査</p> <p>八 (略)</p> <p>九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百十七条第一項及び第二項の規定に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる検査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農業協同組合法第九十四条の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人に対して知事が行う検査</p> <p>三 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百九条の規定により、農業共済組合又は受託者（同法第百十四条第一項の規定により農業共済組合から業務の委託を受けた者をいう。）に対して知事が行う検査</p> <p>四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十三条の規定により、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>五 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三百三十二条及び第三百三十三条の規定により、土地改良区に対して知事が行う検査及び同法第八十四条において準用する同法第三百三十二条及び第三百三十三条の規定により、土地改良区連合に対して知事が行う検査並びに同法第三百三十二条の規定により、土地改良事業団体連合会に対して行う検査のうち知事が行うもの</p> <p>六 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第十一條の規定により、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>七 漁業災害補償法（昭和二十九年法律第百五十八号）第六十九条及び第七十一条の規定により、漁業共済組合に対して知事が行う検査</p> <p>八 (略)</p> <p>九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百十七条の規定により、農業協同組</p>

<p>より、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合に対して知事が行う検査</p> <p>十 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<del>第十六条第一項</del>の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>十一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）<del>第三十六条第一項及び第二項</del>の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>十二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）<del>第四十四条第一項及び第二項</del>の規定により、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、同法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>十三 <del>預貯金若者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項</del>の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p>	<p>合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合に対して知事が行う検査</p> <p>十 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<del>第十六条</del>の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>十一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）<del>第三十六条</del>の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p> <p>十二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）<del>第四十四条</del>の規定により、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、同法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に対して知事が行う検査</p>
---	---

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

(第 1 面)

第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名  氏 名  生年月日      年    月    日生	写 真
年    月    日交付 年    月    日限り有効	
三重県知事	印

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号

三重県農林水産団体検査員

職名 検査員氏名

職名 検査員氏名

検 査 命 令 書

の規定による検査を に対し、 年 月 日までに実施する  
ることを命じます。

年 月 日

三重県知事

印

(規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の第一号様式による三重県農林水産団体検査員証及び第二号様式による検査命令書は、なおその効力を有する。

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第八条 条例第九条の三第一項の規定による承認の申請は、県立自然公園事業譲渡承継承認申請書（様式第四）に次の各号に掲げる書類（運輸施設に関する県立自然公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十八条之二 (略)</p> <p>2 28 (略)</p> <p>29 条例第十六条第四項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（条例第十六条第四項第十六号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>30 32 (略)</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 条例第十六条第九項第五号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 十の七 (略)</p> <p>十の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。</p> <p>十の九 (略)</p> <p>十の十 <u>変圧器その他の電柱に付帯する工作物</u>（当該</p>	<p>(承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第八条 条例第九条の三第一項の規定による承認の申請は、県立自然公園事業譲渡承継承認申請書（様式第四）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十八条之二 (略)</p> <p>2 28 (略)</p> <p>29 条例第十六条第四項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（条例第十六条第四項第十六号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>30 32 (略)</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 条例第十六条第九項第五号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 十の七 (略)</p> <p>十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。</p> <p>十の九 (略)</p> <p>十の十 <u>変圧器その他の電柱に付帯する設備</u>を改築</p>

<p>電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)を新築、改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)</p> <p>十の十一・十の十二 (略)</p> <p>十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>十の十四 (略)</p> <p>十の十五 県が、県立公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十一の二十二の十一 (略)</p> <p>二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること(正当な理由がなくて行う場合を除く。)</p> <p>二十四・二十五 (略)</p> <p>二十六 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動物物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>二十六の二 (略)</p> <p>二十六の二の二 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十六の三〇二十九の三十六 (略)</p> <p>二十九の三十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p> <p>三十・三十一 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)</p> <p>十の十一・十の十二 (略)</p> <p>十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>十の十四 (略)</p> <p>十の十五 県が、県立公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十一の二十二の十一 (略)</p> <p>二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十四・二十五 (略)</p> <p>二十六 森林又は野生動物物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>二十六の二 (略)</p> <p>二十六の二の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十六の三〇二十九の三十六 (略)</p> <p>二十九の三十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p> <p>三十・三十一 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則(次項において「新規則」という。)第十八条の二の

規定は、この規則の施行後にされる三重県立自然公園条例（昭和三十二年三重県条例第二号）第十六条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県公安委員会委員長 村田典子

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和三十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三（第十三条の二関係）			別表第三（第十三条の二関係）		
区分	路線名	区間	区分	路線名	区間
九〇	(略)	(略)	九〇	(略)	(略)
一〇	一般国道 二三号	三重県鈴鹿市北玉垣町字細田一六五九番一から三重県松阪市小津町字八俣五二二番二まで	一〇	一般国道 二三号	三重県鈴鹿市野町字西山一〇一五から三重県松阪市小津町字八俣五二二番二まで
四二	(略)	(略)	四二	(略)	(略)
四三	県道草津 伊賀線	三重県伊賀市栢植町字北打山一〇五八番一〇五地先から三重県伊賀市栢植町字栢林九八六〇番地先まで	四三	(略)	(略)
四四	(略)	(略)	四四	(略)	(略)
四五	(略)	(略)	四五	(略)	(略)
四六	県道水郷 公園線	三重県桑名市長島町松蔭四一五番三地先から三重県桑名市長島町小島字越石五八六番三地先まで	四六	(略)	(略)
四七	(略)	(略)	四七	(略)	(略)
一一三	県道辺法 寺加佐巻 停車場線	三重県亀山市能褒野町字能褒野八九番四地先から三重県鈴鹿市津賀町字二ツ辻二〇五番一地先まで	一一三	(略)	(略)
一一三	(略)	(略)	一一三	(略)	(略)
一一七	(略)	(略)	一一七	(略)	(略)
一一八	県道上稲 葉羽野線	三重県津市美里町五百野字芝田五六〇番四地先から三重県津市戸木町	一一八	(略)	(略)

二七二 、 二七三	(略)	(略)	宇西羽野五五七二番一地先まで
二七三	市道野田 西川原線	三重県四日市市生桑町字神田一〇〇番三から三重県四日市市生桑町宇川原崎三四〇番二まで	
二七四 、 三三二	(略)	(略)	
三三三	市道平野 三日市線	三重県鈴鹿市大池三丁目一三番一六地先から三重県鈴鹿市大池一丁目六番一地先まで	
三三三	市道御園 一九一号 線	三重県鈴鹿市御園町字薄広三九二四番一二地先から三重県鈴鹿市御園町字奥ヶ谷三三三二番五地先まで	
三三四 、 三三三	(略)	(略)	
三三三	市道和賀 白川線	三重県亀山市野村町字清谷一六五八番一地先から三重県亀山市住山町字下古野二番六地内まで	
三三三 、 三三五	(略)	(略)	
三三六	市道能褒 野七号線	三重県亀山市能褒野町字能褒野六番一地先から三重県亀山市能褒野町字能褒野二七番二〇地先まで	
三三七	市道落針 道野線	三重県亀山市布気町字山之下一四三三番一地内から三重県亀山市布気町字道野六〇六番二地先まで	
三三八	市道道野 八号線	三重県亀山市布気町字牛櫃一〇七一番一地先から三重県亀山市布気町字大岨一〇三二番一地先まで	
三三九	市道名阪 工業団地 三号線	三重県亀山市関町会下字樹ノ木二二〇三番二七地内から三重県亀山市関町会下字山神谷八三七番七地内まで	
三四〇 、 三五九	(略)	(略)	
一六六 、 一六九	(略)	(略)	
二二六	(略)	(略)	
三三七 、 三三四	(略)	(略)	
三三五	市道和賀 白川線	三重県亀山市野村町字清谷一六五八番一地先から三重県亀山市住山町字うら谷四三〇番一八地先まで	
三三六 、 三三六	(略)	(略)	
三三九 、 三四八	(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 475 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
アクア訪問看護ステーション	松阪市西之庄町 51-2	訪問看護	所在地	松阪市西之庄町 51-2	松阪市内五曲町下沖 22	令和 5 年 7 月 1 日
アクア訪問看護ステーション	松阪市西之庄町 51-2	介護予防訪問看護	所在地	松阪市西之庄町 51-2	松阪市内五曲町下沖 22	令和 5 年 7 月 1 日

三重県告示第 476 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町 17 番 10 号 ブラドール 92 101 号室	訪問入浴介護	令和 6 年 5 月 31 日
パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町 17 番 10 号 ブラドール 92 101 号室	介護予防訪問入浴介護	令和 6 年 5 月 31 日

三重県告示第 477 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
アクア訪問看護ステーション	松阪市西之庄町 51-2	訪問看護	所在地	松阪市西之庄町 51-2	松阪市内五曲町下沖 22	令和 5 年 7 月 1 日
アクア訪問看護ステーション	松阪市西之庄町 51-2	介護予防訪問看護	所在地	松阪市西之庄町 51-2	松阪市内五曲町下沖 22	令和 5 年 7 月 1 日

三重県告示第 478 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町 17 番 10 号 ブラドール 92 101 号室	訪問入浴介護	令和 6 年 5 月 31 日
パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町 17 番 10 号 ブラドール 92 101 号室	介護予防訪問入浴介護	令和 6 年 5 月 31 日

三重県告示第 479 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定年月日
2450201054	あきわ株式会社	愛知県名古屋市港区十一屋二丁目411番地の1	ここから未来へ四日市校	四日市市桜台1丁目45番7号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年6月1日
2450501164	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾1453番地3	子ども発達未来塾椋本	津市芸濃町椋本5142-1	共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス	令和6年6月1日
2450700568	株式会社 IN HER SHOES	三重県多気郡大台町佐原596番地2	放課後等デイサービス インハーシューズ 2nd	松阪市清生町字村中632番地4	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年6月1日

三重県告示第 480 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止年月日
2450700329	株式会社 IN HER SHOES	三重県多気郡大台町佐原596番地2	放課後等デイサービス インハーシューズ	松阪市宮町237番地グランマツサカ1号室	児童発達支援	令和6年6月1日

三重県告示第 481 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定年月日
2410702217	株式会社けやきメディカル	三重県松阪市伊勢寺町481番地6	ヘルパーステーション アクア	松阪市川井町872-6	居宅介護	令和6年6月1日
2410202531	合同会社 base 三重	三重県三重郡菟野町大字福村21番地3	エース	四日市市生桑町77-1プロスパいくわ	居宅介護、重度訪問介護	令和6年6月1日
2410503490	合同会社そらちゃん	三重県津市下弁財町津興3038番地フラットユヤ203	ヘルパーステーションさんご	津市末広町2番26号	居宅介護、重度訪問介護	令和6年6月1日
2411400399	株式会社手あかまみれのtheory	三重県いなべ市大安町石樽東1368番地6	重訪5W1H	いなべ市大安町石樽東1368番地6	重度訪問介護	令和6年6月1日
2410503508	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾1453番地3	あゆみ野椋本生活介護	津市芸濃町椋本5142-1	生活介護	令和6年6月1日
2410702209	特定非営利活動法人TEAM創心	三重県松阪市嬉野中川新町四丁目262番地6	生活介護そうしん	松阪市嬉野中川新町四丁目262番地6	生活介護	令和6年6月1日
2410202549	株式会社ニューステップ	福岡県飯塚市庄内元吉324番地	ワークプレイス四日市	四日市市天カ須賀2丁目7-30	就労継続支援A型	令和6年6月1日

2410101170	株式会社みらいネクスト	愛知県大府市長草町田面 84 番地 10	みらいネクスト三重	桑名市安永 1251 番地 2 F	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410101295	合同会社日和	三重県桑名市安永字九区割 1319 番地	ひだまり	桑名市安永字九区割 1319 番地	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410101303	株式会社 L I N K M A T E	三重県桑名市大福字宮東 340 番地 1	たんぼぼ	桑名市大福字宮東 340 番地 1	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410101311	奏合同会社	三重県桑名市大字大福 681 番地 1	ふわり	桑名市大字大福 681 番地 1	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410202515	合同会社ジョブズ	三重県四日市市末永町 22 番 1-2 号	ジョブズ塩浜	四日市市大池町 56	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410202523	合同会社ジョブズ	三重県四日市市末永町 22 番 1-2 号	ジョブズ四日市	四日市市末永町 22 番 1-2 号	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410503516	有限会社クレイン	三重県津市久居東鷹跡町 268 番地 1	みらいず	津市久居東鷹跡町 271 番地 2	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410801191	株式会社 B E C K	三重県松阪市魚町 1695	べりいず	伊勢市楠部町乙 133	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2410801209	株式会社ナイン	三重県伊勢市川端町 13 番地 8	みなくる	伊勢市岩淵 2 丁目 4-5	就労継続支援 B型	令和 6 年 6 月 1 日
2420800647	合同会社 L i m G r o u p	三重県鳥羽市鳥羽一丁目 2383-13	共同生活援助 リムの郷	伊勢市下野町 442	共同生活援助	令和 6 年 6 月 1 日
2422900437	社会福祉法人洗心福祉会	三重県津市本町 26 番地 13 号	大王共同生活援助 シルバーケア豊壽園	志摩市大王町波切字小成滝 2981 番地 2	共同生活援助	令和 6 年 6 月 1 日
2421000189	特定非営利活動法人 F o r e s t	三重県尾鷲市新田町 9 番 5 号	F o r e s t h o u s e	尾鷲市桂ヶ丘 4381	共同生活援助	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 482 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410700690	特定非営利活動法人 陽だまりの会	三重県津市江戸橋一丁目 84-1	ヘルパーステーション 陽だまりの庄松阪	松阪市中林町 431 番地	居宅介護	令和 6 年 6 月 1 日
2410101014	合同会社ちえの羽	三重県桑名市福島新町 66 番地	訪問介護ちえの羽	桑名市福島新町 66 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 5 月 1 日
2410801100	合同会社さくらもと	三重県伊勢市野村町 5557 番地	訪問介護りゅー	伊勢市野村町 5557 番地	共生型居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 5 月 31 日
2410700252	有限会社こだま	三重県松阪市高町 277 番地 23	ヘルパーステーション こだま	松阪市高町 175 番地 1 風の杜 2 号館 1F 号室	重度訪問介護	令和 6 年 5 月 31 日
2410800953	株式会社 B E C K	松阪市魚町 1695	べりいず	伊勢市楠部町乙 133	就労継続支援 A型	令和 6 年 5 月 31 日
2411200468	NPO 法人 えん	三重県伊賀市長田 2063-1	えん 定着支援事業所	伊賀市長田 2063-1	就労定着支援	令和 6 年 5 月 4 日

**三重県告示第 483 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定地域相談支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	地域相談支援の種類	廃止年月日
2430200028	社会医療法人 居仁会	三重県四日市市大字日永 5039 番地	障害者相談支援センターソシオ	四日市市大字日永 5040 番地	地域移行支援	令和 6 年 5 月 31 日

**三重県告示第 484 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見勝之

第 1

1 通知することができない者の氏名

磯田 佐一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 974 の 15、字東又 1098 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

磯田 貞吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1111、字庄司 1144 の 25、1196 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

磯田 成紀

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1206

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 4

## 1 通知することができない者の氏名

磯田 繁

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 6、字庄司 1136 の 58、1136 の 65、1144 の 5

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 5

## 1 通知することができない者の氏名

磯田 英一

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 974 の 2、字東又 1090 の 5、1093、1099、1101、1106、1108 から 1110 まで、1112、1116 の 7、字庄司 1136 の 10、1136 の 15、1136 の 32、1136 の 36、1136 の 40、1136 の 44、1136 の 46、1136 の 49、1144 の 20、1144 の 21、1144 の 25、1144 の 28、1198、1199、字阿漕 1132 の 1、1133 の 1 から 1133 の 3 まで、字木地屋 1238、1242、1244 の 1、1244 の 2、1259、1265、1265 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 6

1 通知することができない者の氏名

磯田 明大

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1148

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 7

1 通知することができない者の氏名

磯田 佳男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 2、1116 の 10、1116 の 12、字庄司 1136 の 13、1136 の 17、1136 の 35、1136 の 37、1136 の 39、1136 の 45、1136 の 48、1136 の 74、1150 の 1、字木地屋 1260、1266 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 8

1 通知することができない者の氏名

海住 秀作

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 9

## 1 通知することができない者の氏名

河野 宏通

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1262 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 10

## 1 通知することができない者の氏名

小竹 五夫

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 77

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 11

## 1 通知することができない者の氏名

小竹 いね

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 28、1136 の 72、1136 の 76

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 12

## 1 通知することができない者の氏名

小竹 留吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字木戸 1078
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

小竹 はつ枝

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1151 の 1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 14

1 通知することができない者の氏名

小竹 濱吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 15

1 通知することができない者の氏名

小竹 美市

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字木地屋 1258
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 16

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 梅次郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 17

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 和市
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 18

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 金一
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字東又 1088 の 1

- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 19

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 小三郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 20

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 高人
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字木戸 1037 から 1040 まで、1044 から 1049 まで、1046 の 1、1048 の 1、1074 から 1077 まで
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 21

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 知央
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字木戸 1037 から 1040 まで、1044 から 1049 まで、1046 の 1、1048 の 1、1074 から 1077 まで

- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 22

- 1 通知することができない者の氏名  
小林 辨次郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字阿淵 1126 の 2、1128 の 5
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 23

- 1 通知することができない者の氏名  
齋藤 秀樹
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字木戸 974 の 19
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 24

- 1 通知することができない者の氏名  
田中 喜八
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 9、字庄司 1136 の 12、1136 の 20、1136 の 47
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 25

## 1 通知することができない者の氏名

田中 才次郎

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 9、字庄司 1136 の 12、1136 の 20、1136 の 47

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 26

## 1 通知することができない者の氏名

平尾 保雄

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 27

## 1 通知することができない者の氏名

丸林 六兵衛

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1263 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 28

- 1 通知することができない者の氏名  
三浦 一郎
  - 2 通知の要旨
    - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1147
    - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 29

- 1 通知することができない者の氏名  
三浦 清一
  - 2 通知の要旨
    - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字阿淵 1120
    - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 30

- 1 通知することができない者の氏名  
三浦 重吉
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 31

1 通知することができない者の氏名

三浦 久生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 54

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 32

1 通知することができない者の氏名

山下 二三枝

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 73

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 33

1 通知することができない者の氏名

山中 光久

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1146 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 34

1 通知することができない者の氏名

和氣 由美子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1100、字庄司 1136 の 27、1153 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 485 号

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定(令和 6 年三重県告示第 249 号)は、令和 6 年 6 月 30 日限り廃止します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 まで
一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽三丁目 1484 番 123 から 伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 11 まで
一般国道 42 号	伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 41 から 伊勢市通町字真菰原 109 番 2 まで
一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原字外垣 7377 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3622 番 1 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市千戸字東垣内 1987 番 2 まで
一般国道 163 号	津市美里町足坂字舞谷 1119 番 2 から (南河路バイパス経由) 津市丸之内 252 番 9 まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	名張市安部田字大扁ら 527 番 1 地先から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市桂瀬町字茶屋 224 番 3 地先から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで

一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野 1606 番 4 地先まで
一般国道 306 号	四日市市水沢町字青木川 4062 番 4 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 243 まで
一般国道 365 号	四日市市西坂部町垣内 4576 番 1 地先から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湫川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで
一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市大字羽津字糠塚山 4480 番 1 地先から 四日市市大字羽津字糠塚山 4584 番 1 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永字東福永 1293 番 11 地先から 桑名市多度町香取字蛭江 2123 番 6 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鞆初 2560 番 1 地先まで

県道津芸濃大山田線	津市中央7番地先から 津市安東町字東裏733番地先まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川4064番23から 四日市市西山町字屋敷西7548番3まで
県道宮妻峡線	四日市市小林町字小林新田3010番19から 四日市市八王子町字里前2111番2まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷1102番9から 四日市市日永五丁目2178番1まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目169番7から 鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪3181番1から 津市一身田町字三ノ坪221番2まで
県道松阪第2環状線	松阪市上川町2739番63地先から 松阪市上川町4078番1地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市八太町字クリ穴583番11地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦227番6地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市丹生寺町字向山8番4地先から 松阪市大塚町字四反田374番3地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目803番1地先から 伊勢市御薮町高向字川原1744番5地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目1番180から 四日市市茂福町2046番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町47番2地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸288番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町475番1地先から 桑名市大字和泉436番2地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目1017番4から 四日市市大治田三丁目465番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名1500番4から 四日市市河原田町字里南2485番2地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町1105番から 四日市市桜町字富塚7368番5まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田423番5地先から いなべ市大安町石樽東字北野1854番10地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町大字御衣野字亥ノ谷2000番1地先から 桑名市多度町大字御衣野字神明谷937番地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田722番4地先から 松阪市八太町字鎌谷585番1地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前304番15地先から 伊勢市小木町須賀野623番2地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町4273番28地先から 尾鷲市中村町341番3地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北1568番地先まで
県道桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田44番1地先から 三重郡川越町大字南福崎字大正割804番3地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町2047番1地先から 四日市市霞一丁目17番1地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内1900番2から 津市大里窪田町字町田3067番1まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪204番1から 津市栗真中山町字下沢98番6まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納1934番地先から 四日市市河原田町字狭1284番2まで

県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字八ツ川 528 番地先から 多気郡明和町大字佐田字西増田山 944 番 8 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

### 三重県告示第 486 号

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法(令和 6 年三重県告示第 250 号)は、令和 6 年 6 月 30 日限り廃止します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道草津伊賀線	伊賀市柘植町字北打山 1058 番 105 地先から 伊賀市柘植町字桁林 9860 番地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から

	四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町椋本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町椋本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薮町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで

県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し 1093 番 1 から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水 4311 番まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上 2537 番から いなべ市員弁町大泉字野中 1281 番 3 まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から

	亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	亀山市能褒野町字能褒野 89 番 4 地先から 鈴鹿市津賀町字二ツ辻 205 番 1 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道上稲葉羽野線	津市美里町五百野字芝田 560 番 4 地先から 津市戸木町字西羽野 5571 番 2 地先まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

## 2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**三重県告示第 487 号**

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 4 項に定める道路の指定及び同令第 10 条第 2 項に定める通行方法（令和 5 年三重県告示第 422 号）は、令和 6 年 6 月 30 日限り廃止します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 136 番 1 地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字東羽野 5462 番 12 地先から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市山本町 13 番 5 まで
一般国道 306 号	三重郡菰野町潤田 1187 番 1 から 三重郡菰野町千草 3318 番まで
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳字馬置 587 番 4 地先から いなべ市大安町高柳字村前 2130 番 2 地先まで
一般国道 421 号	いなべ市員弁町楚原字一本松 811 番 3 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から （三滝川左岸側経由） 四日市市智積町字間渡 5929 番まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2443 番 1 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
一般国道 477 号	四日市市黒田町 524 番 1 地先から 三重郡菰野町潤田 1633 番まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市大井の川町一丁目 1 番 1 地先から 四日市市浜旭町 24 番 3 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から

	松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前上ノ端 2434 番 21 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 567 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	県道神戸長沢線
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町字野（いなべ警察署東交差点）	一般国道 421 号
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（堀木橋南詰交差点の方向の車線に限る。）
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目（宮東町三丁目交差点）	県道四日市橋鈴鹿線
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	鈴鹿市道汲川原橋石丸線
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
四日市市道垂坂平津線	四日市市大矢知町（無名交差点）	県道上海老茂福線
県道四日市橋鈴鹿線	四日市市浜旭町（塩浜本町交差点）	四日市市道追分石原線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（久保田橋北詰交差点の方向の車線に限る。）
県道神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	一般国道 306 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線

## (2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

**内水面告示****三重県内水面漁場管理委員会告示第2号**

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和6年6月28日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾和司

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

## (2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

令和6年7月9日から令和7年7月8日まで

**公 告**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和6年6月28日

三重県知事 一見勝之

## 水道事業

## 1 事業の概況

令和5年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に713万1,831立方メートル（年間累計1,463万5,545立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に609万4,696立方メートル（年間累計1,240万6,739立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に197万9,601立方メートル（年間累計331万6,525立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 645 万 4,711 立方メートル（年間累計 1,358 万 8,829 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 629 万 403 立方メートル（年間累計 1,259 万 9,477 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,102 万 8,524 立方メートル（年間累計 2,149 万 3,310 立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、令和 5 年度下半期の総給水量は 3,897 万 9,766 立方メートル（年間累計 7,804 万 425 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 6 年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 75,616,558 立方メートル

1 日平均給水量 207,169 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	262,725 千円
北勢水道改良事業	事業費	2,701,438 千円
中勢水道改良事業	事業費	2,657,189 千円
南勢水道改良事業	事業費	1,994,507 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 水道事業収益	9,908,648 千円
第 1 項 営業収益	8,907,800 千円
第 2 項 営業外収益	1,000,848 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	9,893,116 千円
第 1 項 営業費用	9,580,960 千円
第 2 項 営業外費用	310,156 千円
第 3 項 予備費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 資本的収入	2,928,770 千円
第 1 項 企業債	2,500,000 千円
第 2 項 補助金	217,897 千円
第 3 項 出資金	60,873 千円
第 4 項 長期貸付金償還金	150,000 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	9,183,786 千円
第 1 項 建設改良費	7,670,198 千円
第 2 項 償還金	1,513,588 千円

(2) 令和 6 年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

## 別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和5年10月1日から

令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,467,866,816	営 業 収 益	4,095,165,603
原 水 及 び 浄 水 費	1,265,001,747	給 水 収 益	4,092,593,034
配 水 費	344,632,195	そ の 他 営 業 収 益	2,572,569
業 務 費	188,196,706		
総 係 費	171,355,943		
減 価 償 却 費	2,240,382,819		
資 産 減 耗 費	258,297,406		
営 業 外 費 用	161,363,804	営 業 外 収 益	542,108,848
支 払 利 息 及 び	91,624,985	受 取 利 息	215,781
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	38,190,000
受 託 工 事 費	69,461,600	受 託 工 事 収 益	69,461,600
雑 支 出	277,219	長 期 前 受 金 戻 入	433,996,013
		雑 収 益	245,454
		特 別 利 益	10,462,624
		そ の 他 特 別 利 益	10,462,624
当 期 純 利 益	18,506,455		
合 計	4,647,737,075	合 計	4,647,737,075

## 別表 2

三重県水道事業損益計算書

令和 5 年 4 月 1 日から  
令和 6 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	8,906,068,080	営 業 収 益	8,193,010,234
原 水 及 び 浄 水 費	2,562,556,515	給 水 収 益	8,188,340,895
配 水 費	697,698,823	そ の 他 営 業 収 益	4,669,339
業 務 費	379,359,694		
総 係 費	344,755,323		
減 価 償 却 費	4,508,876,819		
資 産 減 耗 費	412,820,906		
営 業 外 費 用	263,923,052	営 業 外 収 益	967,488,274
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	194,184,233	受 取 利 息	360,963
受 託 工 事 費	69,461,600	他 会 計 補 助 金	38,862,600
雑 支 出	277,219	受 託 工 事 収 益	69,461,600
		長 期 前 受 金 戻 入	857,033,013
		雑 収 益	1,770,098
		特 別 利 益	10,462,624
		そ の 他 特 別 利 益	10,462,624
当 期 純 利 益	970,000		
合 計	9,170,961,132	合 計	9,170,961,132

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	115,560,579,175	固 定 負 債	10,429,850,879
有 形 固 定 資 産	80,631,303,668	企 業 債	5,985,609,051
無 形 固 定 資 産	34,779,275,507	引 当 金	4,444,241,828
投 資 そ の 他 の 資 産	150,000,000	流 動 負 債	2,402,145,669
流 動 資 産	10,678,946,118	企 業 債	1,489,832,746
現 金 預 金	9,588,304,710	未 払 金	784,541,300
未 収 金	929,596,889	引 当 金	66,406,000
貯 蔵 品	145,737,104	そ の 他 流 動 負 債	61,365,623
前 払 金	307,415	繰 延 収 益	20,744,270,253
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	33,576,266,801
		資 本 金	91,722,025,045
		剰 余 金	941,233,447
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	72,080,387
		(うち当期純利益)	(970,000)
		資 本 合 計	92,663,258,492
資 産 合 計	126,239,525,293	負 債 資 本 合 計	126,239,525,293

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

77,517,459,686 円  
19,607,263,244 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和5年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,479万6,497立方メートル(年間累計1億9,417万4,808立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に620万8,517立方メートル(年間累計1,242万6,692立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に258万3,422立方メートル(年間累計520万4,059立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億358万8,436立方メートル(年間累計2億1,180万5,559立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和6年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	93社
年間総給水量	211,420,890立方メートル
1日平均給水量	579,235立方メートル

イ 収益的収入及び支出の予定額

主要な建設改良事業		
業務設備及び改良事業	事業費	337,275千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	2,940,332千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	86,324千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	1,183,907千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		6,341,854千円
第1項 営 業 収 益		5,959,527千円
第2項 営 業 外 収 益		382,327千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		6,561,919千円
第1項 営 業 費 用		6,278,988千円
第2項 営 業 外 費 用		280,931千円
第3項 予 備 費		2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		2,412,422千円
第1項 企 業 債		2,000,000千円
第2項 補 助 金		61,900千円
第3項 出 資 金		304,927千円
第4項 負 担 金		45,595千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		6,052,744千円
第1項 建 設 改 良 費		4,732,765千円
第2項 償 還 金		1,219,979千円
第3項 投 資		100,000千円

(2) 令和6年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

## 別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和5年10月1日から

令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,634,708,523	営 業 収 益	2,722,295,545
原水及び浄水費	835,324,325	給水収益	2,589,533,139
配水費	103,145,009	その他営業収益	132,762,406
業務費	133,698,766		
総係費	170,689,861		
減価償却費	1,391,850,562		
営 業 外 費 用	120,538,185	営 業 外 収 益	213,835,486
支払利息及び 企業債取扱諸費	79,960,563	受取利息	420,273
受託工事費	40,093,040	他会計補助金	3,165,000
雑支出	484,582	受託工事収益	40,093,040
		長期前受金戻入	169,968,981
		雑収益	188,192
		特 別 利 益	10,462,624
		その他特別利益	10,462,624
当 期 純 利 益	191,346,947		
合 計	2,946,593,655	合 計	2,946,593,655

## 別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和 5 年 4 月 1 日から

令和 6 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,552,081,140	営 業 収 益	5,434,543,890
原 水 及 び 浄 水 費	1,838,476,663	給 水 収 益	5,206,083,145
配 水 費	239,477,751	そ の 他 営 業 収 益	228,460,745
業 務 費	273,054,642		
総 係 費	340,994,522		
減 価 償 却 費	2,800,480,912		
資 産 減 耗 費	59,596,650		
営 業 外 費 用	204,939,119	営 業 外 収 益	388,810,058
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	516,051
企 業 債 取 扱 諸 費	164,361,497	他 会 計 補 助 金	3,632,400
受 託 工 事 費	40,093,040	受 託 工 事 収 益	40,093,040
雑 支 出	484,582	長 期 前 受 金 戻 入	341,086,981
		雑 収 益	3,481,586
		特 別 利 益	10,462,624
		そ の 他 特 別 利 益	10,462,624
当 期 純 利 益	76,796,313		
合 計	5,833,816,572	合 計	5,833,816,572

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	114,133,706,005	固 定 負 債	24,955,166,792
有 形 固 定 資 産	110,615,303,741	企 業 債	19,388,529,695
無 形 固 定 資 産	3,418,402,264	引 当 金	5,566,637,097
投 資 そ の 他 の 資 産	100,000,000	流 動 負 債	1,752,660,662
流 動 資 産	7,728,592,137	企 業 債	1,204,949,617
現 金 預 金	6,941,188,710	未 払 金	426,784,895
未 収 金	668,920,702	引 当 金	45,285,000
貯 蔵 品	103,374,029	そ の 他 流 動 負 債	75,641,150
前 払 金	108,696	繰 延 収 益	16,364,453,525
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	43,072,280,979
		資 本 金	77,394,084,273
		剰 余 金	1,395,932,890
		資 本 剰 余 金	1,228,733,715
		利 益 剰 余 金	167,199,175
		(うち当期純利益)	(76,796,313)
		資 本 合 計	78,790,017,163
資 産 合 計	121,862,298,142	負 債 資 本 合 計	121,862,298,142

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 72,338,768,054 円  
繰延収益の収益化累計額 18,572,728,482 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 5 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,763 万 8,911 立方メートル（年間累計 3,669 万 7,105 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 871 万 2,047 立方メートル（年間累計 1,757 万 895 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 136 万 5,222 立方メートル（年間累計 271 万 7,987 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 463 万 7,098 立方メートル（年間累計 937 万 1,192 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 536 万 8,262 立方メートル（年間累計 1,085 万 6,300 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 382 万 7,653 立方メートル（年間累計 768 万 618 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 5 年度下半期の総処理水量は 4,154 万 9,193 立方メートル（年間累計 8,489 万 4,097 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 6 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 89,557,000 立方メートル

1 日平均処理水量 245,362 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	647,225 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	2,578,696 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	643,650 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	266,310 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	344,350 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,356,150 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益 14,814,520 千円

第 1 項 営 業 収 益 7,464,911 千円

第 2 項 営 業 外 収 益 7,349,609 千円

支 出

第 1 款 流域下水道事業費用 14,555,164 千円

第 1 項 営 業 費 用 13,932,471 千円

第 2 項 営 業 外 費 用 622,193 千円

第 3 項 予 備 費 500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資本的収入	9,541,666千円
第1項	企業債	1,989,700千円
第2項	補助金	5,910,483千円
第3項	負担金	1,641,483千円
支 出		
第1款	資本的支出	10,174,446千円
第1項	建設改良費	7,156,782千円
第2項	償還金	3,017,664千円

## (2) 令和6年度事業の経営方針

流域下水道施設の整備を推進し、老朽化対策・耐震対策を進めるとともに、下水道経営の将来の持続可能性を確保するため、流域下水道施設の適正な維持管理につとめ、健全な事業経営に取り組みます。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和5年10月1日から

令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	6,043,372,829	営 業 収 益	3,690,349,584
管 渠 費	36,887,883	維持管理負担金収益	3,690,349,584
ポ ン プ 場 費	49,173,232		
処 理 場 費	2,183,658,759		
総 係 費	78,675,823		
減 価 償 却 費	3,670,401,911		
資 産 減 耗 費	24,575,221		
営 業 外 費 用	287,653,471	営 業 外 収 益	3,711,333,311
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	253,470,168	他 会 計 補 助 金	244,947,000
雑 支 出	34,183,303	長 期 前 受 金 戻 入	3,422,142,841
		雑 収 益	44,243,470
特 別 損 失	69,546,221		
そ の 他 特 別 損 失	69,546,221		
当 期 純 利 益	1,001,110,374		
合 計	7,401,682,895	合 計	7,401,682,895

## 別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	12,392,062,488	営 業 収 益	5,661,407,832
管 渠 費	37,950,720	維持管理負担金収益	5,661,407,832
ポ ン プ 場 費	97,779,732		
処 理 場 費	4,640,026,699		
総 係 費	135,964,705		
減 価 償 却 費	7,433,391,911		
資 産 減 耗 費	46,948,721		
営 業 外 費 用	547,840,973	営 業 外 収 益	7,443,133,065
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	513,652,252	受 取 利 息 及 び 配 当 金	140
雑 支 出	34,188,721	他 会 計 補 助 金	544,947,000
		長 期 前 受 金 戻 入	6,853,512,341
		雑 収 益	44,673,584
特 別 損 失	69,546,221		
そ の 他 特 別 損 失	69,546,221		
当 期 純 利 益	95,091,215		
合 計	13,104,540,897	合 計	13,104,540,897

別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	232,672,663,766	固 定 負 債	35,100,837,126
有 形 固 定 資 産	232,663,999,811	企 業 債	35,100,837,126
無 形 固 定 資 産	8,663,955	流 動 負 債	7,169,802,985
流 動 資 産	5,246,461,146	企 業 債	3,005,592,516
現 金 預 金	3,107,415,242	未 払 金	3,896,236,682
未 収 金	2,132,045,904	引 当 金	8,562,000
そ の 他 流 動 資 産	7,000,000	維 持 管 理 負 担 金 繰 越 金	248,581,069
		そ の 他 流 動 負 債	10,830,718
		繰 延 収 益	165,576,086,745
		負 債 合 計	207,846,726,856
		資 本 金	9,752,701,806
		剰 余 金	20,319,696,250
		資 本 剰 余 金	19,673,832,076
		利 益 剰 余 金	645,864,174
		(うち当期純利益)	(95,091,215)
		資 本 合 計	30,072,398,056
資 産 合 計	237,919,124,912	負 債 資 本 合 計	237,919,124,912

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

30,339,477,548 円  
27,887,398,000 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	74,811 人	148,724 人
外来	57,490 人	117,457 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	161,996 千円	194,910 千円
資産購入	171,636 千円	180,856 千円

病院増改築事業については、東病棟内部改修工事（こころの医療センター）、照明設備改修工事（一志病院）等を行いました。また、資産購入については、X線透視撮影装置一式（志摩病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和 6 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 病院事業収益	5,279,936 千円
第 1 項 医療収益	2,755,898 千円
第 2 項 医療外収益	2,524,038 千円
支出	
第 1 款 病院事業費用	5,490,403 千円
第 1 項 医療費用	5,359,755 千円
第 2 項 医療外費用	130,648 千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 資本的収入	1,310,814 千円
第 1 項 企業債	487,200 千円
第 2 項 県費負担金	423,614 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	400,000 千円
支出	
第 1 款 資本的支出	1,719,267 千円
第 1 項 建設改良費	489,120 千円
第 2 項 企業債償還金	737,147 千円
第 3 項 長期借入金償還金	90,000 千円
第 4 項 長期貸付金	3,000 千円
第 5 項 短期貸付金	400,000 千円

4 令和 6 年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和6年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入        院	162,936 人
外        来	126,903 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	250,124 千円
資産購入	238,996 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和5年10月1日から  
令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,578,079,436	医 業 収 益	1,229,964,236
給 与 費	1,379,833,942	入 院 収 益	913,832,212
材 料 費	131,480,218	外 来 収 益	210,375,662
経 費	754,925,130	そ の 他 医 業 収 益	105,756,362
減 価 償 却 費	295,993,395		
資 産 減 耗 費	8,291,922		
研 究 研 修 費	7,554,829		
医 業 外 費 用	110,445,998	医 業 外 収 益	1,461,737,806
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	36,503,903	受 取 利 息 配 当 金	19,446
長 期 前 払 消 費 税 償 却	13,317,043	他 会 計 補 助 金	57,386,000
患 者 外 給 食 材 料 費	99,539	長 期 前 受 金 戻 入	183,886,876
雑 損 失	60,525,513	補 助 金	4,022,500
		負 担 金	1,115,070,500
		そ の 他 医 業 外 収 益	101,352,484
		特 別 利 益	2,937,624,571
		過 年 度 損 益 修 正 益	2,937,624,571
下 半 期 純 利 益	2,940,801,179		
合 計	5,629,326,613	合 計	5,629,326,613

別表 2

三重県病院事業損益計算書令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,095,699,550	医 業 収 益	2,418,267,909
給 与 費	2,725,936,051	入 院 収 益	1,841,275,156
材 料 費	251,576,766	外 来 収 益	431,812,597
経 費	1,505,790,269	そ の 他 医 業 収 益	145,180,156
減 価 償 却 費	591,990,395		
資 産 減 耗 費	8,469,022		
研 究 研 修 費	11,937,047		
医 業 外 費 用	218,087,853	医 業 外 収 益	2,847,399,351
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	75,079,562	受 取 利 息 配 当 金	39,106
長 期 前 払 消 費 税 償 却	27,335,043	他 会 計 補 助 金	123,963,000
患 者 外 給 食 材 料 費	178,603	長 期 前 受 金 戻 入	313,726,876
雑 損 失	115,494,645	補 助 金	6,552,000
		負 担 金	2,209,751,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	193,367,369
		特 別 利 益	2,937,624,571
		過 年 度 損 益 修 正 益	2,937,624,571
当 年 度 純 利 益	2,889,504,428		
合 計	8,203,291,831	合 計	8,203,291,831

## 別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	7,694,271,090	固 定 負 債	10,459,862,809
有 形 固 定 資 産	7,402,805,297	企 業 債	4,793,916,065
土 地	464,839,163	他 会 計 借 入 金	4,580,592,278
建 物	5,825,413,425	引 当 金	1,085,354,466
構 築 物	243,264,891	流 動 負 債	1,265,114,674
器 械 備 品	856,327,526	企 業 債	737,145,724
車 両	2,732,785	引 当 金	182,320,000
建 設 仮 勘 定	10,227,507	未 払 金	334,805,986
無 形 固 定 資 産	2,298,889	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	1,472,500
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	9,370,464
投 資 そ の 他 の 資 産	289,166,904	繰 延 収 益	996,810,552
長 期 貸 付 金	3,600,000	負 債 合 計	12,721,788,035
長 期 前 払 消 費 税	285,396,904	資 本 金	311,409,778
そ の 他 投 資	170,000	剰 余 金	△3,028,031,300
流 動 資 産	2,310,895,423	資 本 剰 余 金	1,371,558,750
現 金 預 金	1,841,130,575	受 贈 財 産 評 価 額	12,058,750
未 収 金	456,328,205	県 費 負 担 金	1,359,500,000
貯 蔵 品	10,052,863	欠 損 金	4,399,590,050
前 払 金	383,780	繰 越 欠 損 金	7,289,094,478
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	当 年 度 純 利 益	2,889,504,428
		資 本 合 計	△2,716,621,522
資 産 合 計	10,005,166,513	負 債 資 本 合 計	10,005,166,513

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

18,361,029,936 円  
6,987,089,941 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、朝熊土地改良区（伊勢市朝熊町 1188）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）三雲用水笠松井 1 期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 7 月 1 日から同月 29 日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所三雲地域振興局地域振興課（松阪市曾原町 872）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（小規模）川尻・藤原地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 7 月 1 日から同月 29 日まで
- 3 縦覧の場所  
明和町役場産業振興課（明和町大字馬之上 945 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び3級水準測量）

## 2 作業期間

令和6年7月1日から同年9月24日まで

## 3 作業地域

四日市市東邦町、塩浜町及び石原町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和6年6月28日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

## 2 作業期間

令和6年6月14日から同年12月16日まで

## 3 作業地域

伊賀市西湯舟、同市玉瀧、同市上友田、同市中友田、同市下友田、同市馬田、同市石川、同市千貝、同市田中、同市柏野、同市川合、同市大江、同市波敷野、同市阿山ハイツ、同市外山、同市円徳院、同市音羽、同市諏訪及び同市西山

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年6月28日

三重県知事 一見勝之

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称   | 漁業調査船「あさま」の代船建造                            |
| 2 | 担 当 部 局   | 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3<br>三重県水産研究所総務調整課        |
| 3 | 落札者決定日    | 令和6年4月17日                                  |
| 4 | 落 札 者     | 三重県四日市市富双1丁目1-3<br>鈴木造船株式会社 代表取締役 鈴木 幸志郎   |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 935,000,000 円<br>契約金額 1,028,500,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                     |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年3月1日                                   |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年6月28日

三重県警察本部長 難波正樹

## 1 入札に付する事項

## (1) 案件名

交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約

## (2) 契約の特質等

本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 契約期間等

## ア 契約期間

契約締結の日から令和12年2月28日（木）までとします。

(この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約です。)

イ 回線使用期間

令和7年3月1日(土)から令和12年2月28日(木)までとします。

(4) 委託業務履行場所

LTEデジタル回線実施箇所一覧のとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト(別記様式1)を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる機器等リストを令和6年7月12日(金)12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)(最終版)、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

(4) 機器等リスト(別記様式1)

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器(機種数制限なし。)について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器等の確認に2~3週間を要する見込みです。

(5) 2(2)エに該当する事業者であることを証明する書類の写し

(6) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 大野  
電話 059-222-0110 (内線) 2263 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和6年8月8日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年8月5日(月)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年8月5日(月)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年8月8日(木)14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和6年8月8日(木)14時  
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係  
案件名 交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和6年8月8日(木)14時10分  
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第

75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Long Term Evolution Digital Communication Line Contracts of Traffic Safety Facility

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, August 8, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Thursday, August 8, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, August 8, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL: 059-222-0110 (EXT. 2263) FAX: 059-226-9917

---

正 誤

令和5年11月28日付け三重県公報第469号に登載しました、三重県病院事業の業務状況の公表の公告中

ページ	行	誤	正
21	15	73,912 人	73,913 人

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---